

令和元年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年7月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

なし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第12号 非農地証明願について
- (6) 議案第13号 空き家に付随する農地の指定について

7 報告事項

- (1) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 4 9

事務局長	本日は欠席された委員はおりません。 それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今のお出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号12番 安津久人 委員及び 議席番号13番 田中喜義 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第8号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第8号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は5件です。 【議案第8号、1番から5番を議案書をもとに朗読】 以上、合計26筆6,083㎡で内訳は田が4,161㎡、畑が1,922㎡です。

	<p>申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号9番 山本 秀夫委員よりよりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>申請地については主要地方道門前穴水線の富来線に入るところの近くにあります。先般、譲渡人の実家を購入する際に農地も併せて購入するとの事です。譲受人と話をしたところ農地についても今後きちんと管理していくので周りに迷惑をかけるつもりはないとの事でした。私からは以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号2番と3番について地区担当委員議席番号12番 新澤 晟 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい、新澤です。平成3年頃から交換の話がありましてやっと今回令和1年に交換することになったそうです。2番の土地については譲受人の家の前で大きな木もある状態との事です。3番の譲受人については割ときれいに草刈りをしており所有権が移転してなにも問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に申請番号4番について地区担当委員議席番号6番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>2ページの4筆の件ですけれども先だって23日に現地確認をした際に確認しました。自分らと同じような方が作業をしたり作物を作ったりしています。入り口の方は駐車場として使っています。この方の息子さんが塗師屋をしておりまして作業所兼事務所として利用しています。その関係で駐車場はいっぱいの車が停まっていた。ですから駐車場の名義を変えたという事に対しての周りへの影響はまるっきりのないものと思います。このような現地調査となりました。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号5番について地区担当委員議席番号10番 森谷 正美 委員よりご意見をお願いいたします。</p>

森谷委員	10 番森谷です。5 番の川原さんが担当地区の件ですが、本人が今日は欠席という事で私が見てませんけどもだいたいわかっていますので地図を基に説明したいと思います。まず 7 ページの徳成谷内カは畑であります。真ん中も畑であります。一番下は田んぼで作付をしております。次に 8 ページですが、徳成谷内 10 字は田んぼであります。真ん中も田んぼで作付しております。事前に聞いておればはっきり見ておくんですがいつも通って見ておりますから何ら耕作に影響はないと思います。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 8 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 9 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 10 ページをご覧ください。議案第 9 号の農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。 【議案第 9 号、1 番を議案書をもとに朗読】 合計 1 筆 39 m ² で内訳は田が 39 m ² です。 1 番について、転用目的は駐車場用地であり、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えております。また申請に係る農地に隣接

	<p>する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであることから妥当と考えております。既に建物が建っていますが、申請人の親の時期に建てられている事から許可自体は可能な場所という事で事後申請となっています。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>坂下です。先ほど報告した様な事で報告させていただきます。譲受人については岐阜の方にいまして名義はこの方になっていますが、一応遺産相続などの件もありまして今回の申請に至っております。駐車場にしましても借り受けておりますので地面についても譲受人のものにしたいと聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
田中委員	<p>13 番田中です。譲渡人と譲受人は親子ですか。</p>
事 務 局	<p>兄弟と聞いております。</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 9 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 9 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 10 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 13 ページをご覧ください。議案第 10 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p>

【議案第 10 号、1 番を議案書をもとに朗読】

合計 5 筆 1,161 m²で内訳は田が 1,102 m²、畑が 59 m²です。

1 番については転用目的は事務所及び駐車場であり、立地基準等については議案第 9 号と同様の理由です。2 番については、転用目的は店舗兼事務所件工場用地であり、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから妥当と考えております。

議長 それでは申請番号 1 番については議案第 9 号と同様ですので坂下 正幸委員からのご意見を割愛します。
次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 12 番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。

安 委員 議席番号 12 番の安です。申請番号 2 番について説明します。去る 7 月 23 日に山本職務代理、田中委員、坂出事務局、関係者である市土木課野口技監、坂田係長と現地調査をしました。当箇所は 15 ページの位置図のとおり輪島バイパスの輪島消防署の前でございます。譲受人は能越自動車道の潰れ地にかかる代替地として市が提供したものです。コメリの駐車場に面したところであります。横は以前許可のあった自動車関連の事業者です。周囲はほとんど住宅地ですので周囲に及ぼす影響はないものと思われまますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 石倉です。1 番、2 番については問題ないのですが、3 番の取り下げになったというのはどのような理由からですか。後日また出るという事でしょうか。

事務局 後日出る事になります。安委員の説明にもありましたが、申請は 10 日までにされましたが申請予定地の脇に未相続の農地がありまして、この農地がないことには入り口など必要な場所がありますので、申請予定地

だけでは出入りが出来ないという事もありまして、未相続の部分も併せて上手くいってから申請します、という事になりましたので、申請は出されましたが本日までに取り下げとなりました。という事で整い次第申請される予定です。

田上会長 近くの箇所が出てきたので聞きますが、パチンコ屋とバイパスに囲まれた場所は農地ではないのですか。市有地ではないのですか。

事務局 市内の業者に県から売却されています。

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 10 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」との声あり）

議長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 10 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に、市長より提出のあった【議案第 11 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画について議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。

【議案第 11 番、1 番を議案書をもとに説明】

なお、機構以外のものについては 17 ページにあるとおりで、円滑化団体経由のものであり、借受人は〇〇です。18 ページの集計表にあるとおり、1 筆 2 件 6,300 ㎡で内訳は田が 6,300 ㎡で全て水稻です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 （意見・質疑なし）

議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 11 号】について、原案どおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 11 号】は、原案どおり同意いたします。次に、市長より提出のあった【議案第 12 号】の非農地証明願について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 20 ページをご覧ください。議案第 12 号の非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 12 号、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 2 筆 185 m²で内訳は田が 185 m²です。</p> <p>1 番について、申請者の先代が数十年前に自己住宅を建設した際に転用されており、今回相続した際に住宅敷地と判明したものです。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 10 番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>はい、10 番森谷です。議案第 12 号の非農地証明申請についてです。7 月 23 日に山本職務代理、安、田中両委員、坂出事務局と立ち会いましたが、申請人本人は立ち会い予定でしたが急遽欠席で本人はいませんでした。ということで私の把握している情報で説明したいと思います。21 ページに場所を示しています。この中に〇〇さんの家がありますが、申請人は元々〇〇の家の方です。一人娘で金沢へ嫁にいったという事で名前が〇〇から〇〇へ変わっています。建っている箇所ですが先ほど事務局が話したんですが、私の把握しているものでは申請人の親が 20 年ほど前に亡くなっております。その先代のおじいさんも知っていますがこのおじいさんがいるときから既にこの家が建っておりました。という事で昔この辺は畑だったものを埋め立てて家を建てたものと思い</p>

	ます。という事でよろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	石倉です。内容については結構なんですが、書類上の事ですけども現況地目は田ですか。
事 務 局	本来宅地でないといけないのですが、台帳上、これまでの状況となっています。
石倉委員	現地確認をされていて、議案書が田というのはおかしいのではないですか。
事 務 局	今後は台帳上田であっても、現地確認を行った後となりますので議案書作成時には訂正したいと思います。
石倉委員	これは本人申請が田という事ですね。
事 務 局	登記については田ですが、現況地目については事務局で入力したままとなっています。
石倉委員	農業委員会の台帳がこうなっているからで、現況確認したところ完全なる宅地になっているという事だと。ちょっと矛盾があるね。
事 務 局	すいません。こちらの台帳の整理上なっているのか、修正ができていなかったという事でございます。申し訳ございません。
石倉委員	きちんきちんと議案書上変えておくべきだと思うけどね。書類上も現地は宅地で、現地確認しても宅地だったので非農地でお願いします、という事だと思うんですけど。
議 長	石倉委員の言われるとおり、難しい面もあったかと思いますが今後は事務に気をつけていただきたいと思います。

石倉委員	つじつまあわんがやね。私らも最初に現地調査をしている中で正直な話、1筆1筆わからないけども。
安 委員	申請するなかで登記も大事やけれど本人が宅地と書いて申請するのがいいんやわね。
石倉委員	どっかの段階でこうやったけどこうや、ってきちんとしておくのがいいわね。
議 長	そのへん、事務局はアドバイスもしながらこういう事が起きないとも限らんし注意を払っていただきたいと思います。 そのほかございませんでしょうか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 12 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 12 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 13 号】の空き家に付随する農地の指定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 23 ページをご覧ください。議案第 13 号の空き家に付随する農地の指定についてです。 【議案第 13 号を議案書をもとに朗読】 以上、1 筆 630 m ² で内訳は田が 630 m ² です。申請地については平成 30 年 3 月に下限面積の別段の面積として設定した空き家に付随する農地であり、空き家データベースには令和元年 6 月 26 日に登録されており、都市整備課により証明されています。また、地区の生産組合長及び川西広区長の同意もいただいております。

議 長	それではこれより質疑を許します。
坂下委員	どういう人間がどういう風に入ってきたのかまでも調べて貸出するのか、それとも借りたければ貸せるわいねという感じですか。仮に自分の集落にこういう人が来た場合、登録はしてないと思いますが、部落の付き合いなんかも、おれはここを買ったんで好きなように使うという事で町内の手伝いもしない場合も農業委員会でこういう事なんですよと話をしてくれるもんなんか。それともあんた来てんし好きに使うまいねと町内のもんは何も言わないとなったらトラブルになりかねないので、どこまで把握してしゃべっとるのかなと。
事 務 局	窓口となると家については都市整備課になるんですが、今回たまたま畑が付いていますが、田が付いている場合もあります。田だと水の関係とか集落の人と一緒にやってもらう方でないと当然困る訳でそういう所もきちんと話をして了解をもらった上での話になるかと思います。
坂下委員	入ってきたいと人に自分らからこうですよと説明して納得してもらっていいという事やね。住宅として貸し出して生活するとなると生活排水から出さないといけないんで。生活排水はおれのなんで出し手もいいという事じゃなく農業用水として利用している用水と生活排水として利用している用水とあるもんで別々に分けて使ってもらわないといけないんで。おらんとこやと勝手に捨てられると農業用水として使う人もいるもんで。そういうがをやっぱ入ってきた人に対してあんた邪魔やもんで来るなど聞こえるような言い方に聞こえるかしらんけど集落のしきたりに溶け込んで欲しいと伝えてもいいという事やね。
事 務 局	それは当然だと思いますし、もともと従来の建物がいつまで使っていたかわかりませんが上手に住んでいたはずなんでそのとおり維持していただければ問題はないはずかと思います。
事 務 局	追加ですが、今回は指定するという話なので、空き家と一緒に買いたいとなりますと農地法第3条の申請がされる事になります。前回の5月の時は一緒に行いましたが、今回は来月以降になる予定ですので併せてよろしくをお願いします。

田上会長	申請は6月26日となっていますが期間はいつまでですか。
事務局	空き家データベースから外れない限りはそうなります。
田上会長	元々住んでいた方ではないから坂下委員が言われるように農業用排水に生活用水が垂れ流しになるとその下に作っている人からすると不安な面があるという事だが、お互いに確認しているのかな。これはきめ細かいことが大事だとおもうな。もう一つ関連しますけど相続未登記農地で共有となっている土地について大野でもあるんですが、1~2年前までは借りて作っていたけど今はやめてしまった、優良農地として確保していくためには作り手がいないからそのまま放っておくと木が生えてくるし、国として優良農地を確保したいという事で期間限定で貸すという事が決定した事なんで私としても大野の寄り合いでこういう事がありますんで皆さんご了解下さいと、木が生えてわやくそになるよりも期間が決定していますので心配いらないと思いますと言いたいと思います。そういう事があるもんで野放しになると代が変わったときにわやくそになる可能性もあるわな。来る人は歓迎しないといけないんだけど裏を返すとそういう問題もあるかもしれないと思います。そのへん期間についても問題かなと思ったもんで。できたら次回でいいので期間について教えてください。
議長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
	【議案第13号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	（「異議なし」との声あり）
議長	ご異議なしと認めます。
	よって【議案第13号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第4号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書26ページをお開きください。報告第4号農地法第3条の3第1

項の規定による届出についてです。今月は2件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

合計94筆 35,422.61㎡です。内訳は田が19,354.61㎡、畑が16,068㎡です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですのでそれでは【報告第4号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

議長 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山本委員より報告をお願いします。

山本委員 (山本委員より「1・1・1運動」の活動報告)

議長 それでは第3回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

令和元年7月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 2 番

署 名 委 員 1 3 番
